（　裏　　面　）

注　意

１　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

２　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

３　⑫の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
（１）　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

４　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある２０歳未満の者をいいます。

５　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

６　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

７　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

８　⑰の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

９　㉔の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。
イ　父母が婚姻を解消した。
ロ　父又はがが死亡した。
ハ　父又はがが児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ニ　父又はがの生死が明らかでない。
ホ　父又はがが引き続き１年以上遺棄している。
ヘ　父又はがが母の申立てにより保護命令を受けた。
ト　父又はがが法令により引き続き１年以上拘禁されている。
チ　母が死亡した。
リ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ヌ　母の生死が明らかでない。
ル　母が引き続き１年以上遺棄している。
ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。
ワ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている。
カ　母が婚姻によらないで懐胎した。
ヨ　その他

10　㉔の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

11　㉕の欄は、㉔の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入してください。
公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

12　㉘、㉗から㉙までの欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

13　㉗、㉘及び㉙の欄は、対象児童又はあなたが公的年金、遺族補償若しくは障害基礎年金等を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」、「遺族補償の種類」若しくは「障害基礎年金等の種類」から該当する事項を全て選び、その全て符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。なお、「公的年金の種類」と「障害基礎年金等の種類」の両方に該当する給付がある場合にあつては、「障害基礎年金等の種類」からその符号を記入してください。

◎　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公的年金の種類 | イ　老齢福祉年金<br>ロ　イ以外の国民年金<br>ハ　厚生年金保険の年金<br>ニ　船員保険の年金<br>ホ　恩給<br>ヘ　国家公務員共済組合の年金<br>ト　条例による地方公務員の年金<br>チ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金<br>リ　日本私立学校振興・共済事業団の年金<br>ヌ　農林漁業団体職員共済組合の年金<br>ル　国会議員互助年金<br>ヲ　日本製鉄八幡共済組合の年金<br>ワ　執行官の恩給<br>カ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金<br>ヨ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金<br>タ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当<br>レ　労働者災害補償保険の年金<br>ソ　国家公務員の災害補償制度の年金<br>ツ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金<br>ネ　地方公務員の災害補償制度の年金 | 障害基礎年金等の種類 | ヤ　障害基礎年金<br>マ　旧国民年金法による障害年金<br>ケ　旧厚生年金保険法による障害年金<br>フ　旧船員保険法による障害年金<br>コ　旧恩給法による増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給<br>エ　未帰還者の留守家族手当<br>テ　労働者災害補償保険の障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金<br>ア　国家公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金<br>サ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金<br>キ　地方公務員災害補償制度の傷病補償年金及び障害補償年金（条例による補償でこれらに相当するものを含む。）<br>ユ　旧国家公務員等共済組合法による障害年金<br>メ　旧地方公務員等共済組合法による障害年金<br>ミ　旧私立学校教職員共済組合法による障害年金<br>シ　旧国会議員の増加恩給<br>エ　執行官の増加恩給<br>ヒ　旧国鉄公務傷病年金<br><br>※　なお、ケ、メ、ミ及びシは障害の程度が一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。 |
| 遺族補償の種類 | ナ　労働基準法による遺族補償<br>ラ　国会職員法による災害補償<br>ム　船員法による遺族手当<br>ウ　災害救助法による遺族扶助金<br>キ　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償<br>ノ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付<br>オ　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付<br>ク　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付 | | |